

深谷市指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、深谷市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指定管理者の候補者の選定に関する事項について調査審議するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市の指定管理者制度に関して必要と認める事項について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員10人以内をもって組織する。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員は、次に掲げる者の中から必要の都度、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 指定管理者制度について識見を有する者

(2) 本市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該委嘱又は任命に係る指定管理者が指定されたときまでとする。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。

（部会）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 前項の規定により部会を置いた場合は、当該部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

3 部会に属すべき委員は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は部会長を兼ねるものとする。

5 副委員長は副部会長を兼ねるものとし、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 第5条第1項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第5条第1項及び前条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と、前条第2項中「委員」とあるのは「その部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（報告）

第8条 委員長は、会議の結果を市長又は深谷市教育委員会教育長に報告するものとする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、企画財政部公共施設改革推進室において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委

員会に諮って定める。

附 則（平成 23 年 5 月 26 日市長決裁）

この要綱は、平成 23 年 5 月 26 日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 1 日部長決裁）

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日室長決裁）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 22 日部長決裁）

この要綱は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 16 日部長決裁）

この要綱は、令和 6 年 5 月 16 日から施行する。